平成２４年（フ）第１５００号
愛知県津島市藤浪町２丁目66番地　レオパレスクレイン101号
債務者　白坂美弥子
1　決定年月日時　平成24年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月29日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第９３７号
さいたま市見沼区大字大谷396番地１　堀江グリーンハイツＢ―102
債務者　守屋　　勉
1　決定年月日時　平成24年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月30日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１０６９号
埼玉県上尾市大字小泉731番地１　ニューシティ光201
債務者　山内　健司
1　決定年月日時　平成24年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月30日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１１３０号
さいたま市中央区大戸６丁目27番５号　松田ハイツ201
債務者　高橋まゆみ（旧姓吉田）
1　決定年月日時　平成24年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月30日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１１４４号
さいたま市見沼区大字新堤152番地　８―205
債務者　井上　匡平
1　決定年月日時　平成24年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月30日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１１４５号
さいたま市見沼区大字新堤152番地　８―205
債務者　井上よし子
1　決定年月日時　平成24年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月30日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第５８号
福岡県京都郡苅田町磯浜町１丁目22番地１福盛ビル101
債務者　松本　泰子
1　決定年月日時　平成24年９月７日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月30日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２４年（フ）第２５号
岩手県胆沢郡金ケ崎町三ケ尻中の町２番地９
債務者　及川　智樹
1　決定年月日時　平成24年９月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月31日まで
盛岡地方裁判所水沢支部

平成２４年（フ）第２９号
岩手県奥州市水沢区字立町42番地
債務者　鈴木　忠子
1　決定年月日時　平成24年９月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月31日まで
盛岡地方裁判所水沢支部

平成２４年（フ）第２４０号
さいたま市見沼区大和田町２丁目1046番地11、住民票上の住所さいたま市見沼区東大宮７丁目43番地19　２階
債務者　清水　由貴（旧姓原）
1　決定年月日時　平成24年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月31日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第３０４号
埼玉県蓮田市馬込２丁目102番地　ライトパンジー105号、破産手続申立時の住所埼玉県蓮田市大字閏戸3117番地13
債務者　加藤　明則
1　決定年月日時　平成24年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月31日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第９４８号
さいたま市北区植竹町２丁目85番地　植竹団地４―103
債務者　山口まゆみ
1　決定年月日時　平成24年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月31日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１００３号
埼玉県新座市池田２丁目３番２号　ラインハイム201号室、旧住所埼玉県新座市池田４丁目２番14号
債務者　大方　恵子
1　決定年月日時　平成24年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月31日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１０１５号
埼玉県加須市花崎１丁目５番地７、旧住所埼玉県加須市久下２丁目22番地11
債務者　清水　喜好
1　決定年月日時　平成24年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月31日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１０２９号
埼玉県新座市野火止５丁目15番25―106号
債務者　鈴木　　稔
1　決定年月日時　平成24年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月31日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１０７７号
埼玉県川口市南鳩ヶ谷５丁目18番７号
債務者　新関　睦子（旧姓大野）
1　決定年月日時　平成24年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月31日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１０９４号
埼玉県和光市白子３丁目40番26号　エムロード成増406
債務者　東間　功二
1　決定年月日時　平成24年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月31日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係